消費生活相談

店舗でアクセサリーや貴金属等を売りに出すときは慎重に判断しましょう

【問い合わせ】消費生活センター（くらしの安全課内 ☎287-0858）



リユース市場の拡大や金価格の高騰などにより、不要になったアクセサリーや貴金属等を売りに出す人が増えています。それに伴い、店舗での買い取りに関する相談も多く寄せられています。トラブルを防ぐため、金額や契約内容を十分に確認し、慎重に判断しましょう。

相談事例

【事例１】指輪の査定だけのつもりで店舗に行ったが、しつこく勧誘され、断れずに買い取りに応じてしまった。売却したものを取り戻したい。

【事例２】店舗でアクセサリーの査定を依頼したところ、希望金額ではなかったため返却を申し出たが、強引に現金を渡された。

【事例３】店舗で「金は古くなると価値が下がる」と言われ、提示された価格で買い取りに応じたが、後になって説明内容に疑問を感じた。

トラブルに遭わないために

店舗での買い取りは、事業者が自宅に来て行う「訪問購入」とは異なり、消費者が自ら店舗に出向いていることから、クーリングオフの利用はできません。買い取りを利用する際は、以下の点に注意しましょう。

▽査定を受けたからといって、その場で買い取りに応じる義務はありません。

▽納得できる金額か、買い取りを決める前に確認しましょう。

▽親族の形見や思い出の品の貴金属を売却する場合には、本当に不要なものか、よく考えてから売却しましょう。

▽少しでも疑問がある場合は、その場で決めず、他の店舗でも査定を受けるなど、比較して、検討しましょう。

困ったときや不安を感じたときは、一人で悩まず、すぐ相談！
◇消費生活センター（☎287-0858）
◇消費者ホットライン（☎188）

国民年金だより

11月は「ねんきん月間」、11月30日は「年金の日」

■11月30日（いいみらい）は「年金の日」

日本年金機構では、厚生労働省と協力し、11月を「ねんきん月間」と位置付け、公的年金制度に対する理解を深めていただくための取り組みを行っています。

また、11月30日は、ご自身の年金記録や年金受給見込額を確認し、高齢期の生活設計に思いを巡らせていただく「年金の日」です。この機会に未来の生活設計について考えてみませんか。

■「ねんきんネット」をご利用ください

日本年金機構が提供する「ねんきんネット」は、ご自身の年金の情報を、いつでもどこでも、手軽にパソコンやスマートフォンから確認できるサービスです。ご利用には「ねんきんネット」への登録（マイナポータルとの連携または、ユーザIDの取得）が必要です。詳細は日本年金機構のホームページをご覧ください。

こんなときには「ねんきんネット」

▽ご自身の年金記録の確認▽将来の年金見込額の確認▽電子版「ねんきん定期便」の確認▽電子版「被保険者記録照会回答票」の確認▽年金の支払いに関する通知書の確認▽源泉徴収票・社会保険料控除証明書などの再交付申請▽各種届出書の作成・印刷▽持ち主不明の年金記録の検索▽私の履歴整理表作成

■問い合わせ

日本年金機構水戸北年金事務所（☎231局2283）、「ねんきん定期便」「ねんきんネット」専用ダイヤル（☎0570-058-555）